

3. 調査結果

3.1. 機材調達

本調査の下、JICA 関係部局や機材調達契約受注実績のある業者からのヒアリング調査、並びに「コンサルタント等契約実態調査」や JICA 関連会計規程などの文献レビューを通し、以下に挙げた検討課題の現状、今後の方針、その是非などについて整理を行った。

- 入札手続き等の電子化
- 調達と海外輸送の一体化契約
- 業者登録
- 公正性の確保等のための入札制度等契約手続きの更なる改善
- プロ技の民間委託と機材調達

まず、上記課題の現状と JICA 内で認識されている問題点及び現在議論されている方向性につき整理をした。また、確認された検討課題を以下 6 事項に照らして分析し、各々の課題固有の利点や問題点として要約した。

- 公正性
- 透明性
- 説明責任
- 効率性²
- 当該事業への効果
- 実行可能性

以下、3.1.2－3.1.6 項で各検討課題の現状、及び JICA 内で認識されている問題点や議論されている方向の整理を行い、3.1.7 項に各検討課題の分析結果及び各々の利点や問題点の要約を記載した³。

また JICA 機材調達契約金額の分布を調査し、契約件数・契約価格帯別にまとめ、有識者会議での検討用資料の一部として使用した。同調査結果は以下 3.1.1. に記載したとおりである。

なお、本調査では予定価格制度の是非についても検討した。その概要も 3.1.7 (4) に併せて記載する。

² ここでの効率性とは、主に調達側並びに供給側の業務負担軽減度（あるいは増大度）を意味する。

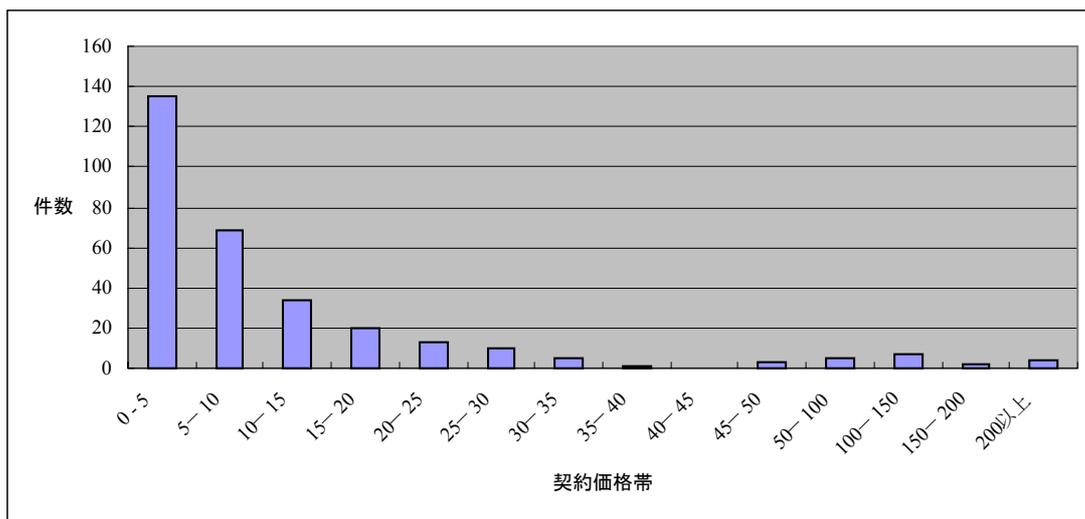
³ 3.1.7 項の内容は別添 3 「機材調達検討課題分析表」を基にしている。

3.1.1. JICA 機材調達契約金額の分布

JICA 機材調達契約分布を契約件数・契約価格帯別に示すと図 1、図 2 のとおりである。

図 1：機材調達契約金額の分布（平成 13 年度実績）

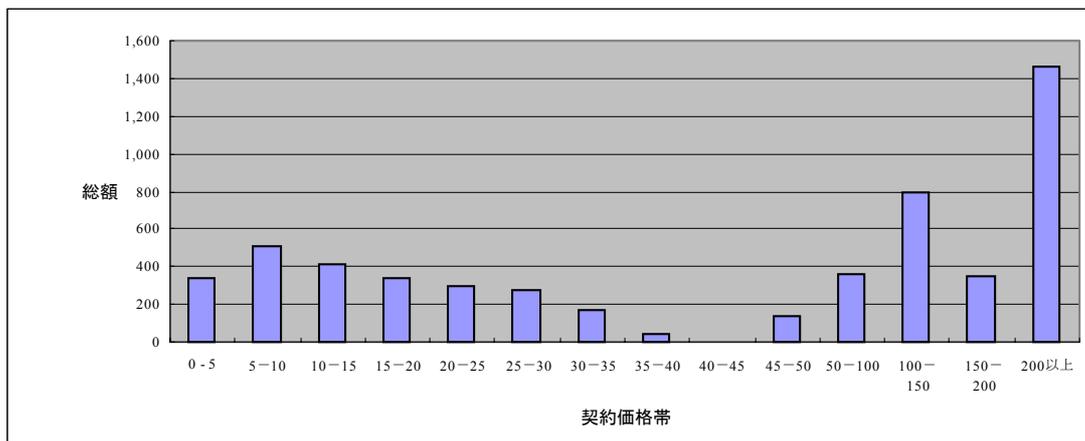
契約価格帯別契約件数（金額単位：百万円）



出典：JICA 調達部

図 2：機材調達契約金額の分布（平成 13 年度実績）

契約価格帯別契約総額（金額単位：百万円）



出典：JICA 調達部

両図から以下のように分析することができる。

- 平成 13 年度の機材調達は、500 万円以下の契約総額は約 3.4 億円で全体の約 6%に過ぎないが、その件数は 135 件と総件数のおよそ 44%を占めている。
- 一方、1 億円以上の契約数は 13 件と全体の契約数の約 4.2%程度に過ぎないが、契約総額は 26 億円以上と機材調達総額の約 47%を占めている。

すなわち、件数は一件当りの契約額が小額な契約が主流であるものの、件数が少ない高額契約が調達総額の 5 割近くを占めるという JICA の機材調達状況の特徴が浮彫りになる。

3.1.2. 入札等の電子化

(1) 現状

政府・地方自治体における入札業務に係る電子化の動きを受け、JICA においても現在、入札関連業務の電子化に向けた検討を行っている。具体的には、内部に部署を横断したタスクフォースを設置し（調達部、情報管理課、総務部）、以下のスケジュールに則った電子化導入に向け検討を進めている。

- 平成 13 年度：関連配布用書類をインターネットから外部者に入手可能とする
(例:プロポーザル、契約書、見積書、登録申請等)
- 平成 14 年度：電子入札に向けた B/D（基本設計）のための予算手当て
- 平成 15 年度：電子入札制度導入

なお現在までに、機材調達に係る入札、及びその結果の公示や現地調達の計画概要の事前情報等をインターネット上に公告する等、既に電子化された手続きもある。

(2) 検討されている問題点

しかしながら、主に以下に述べる費用対効果の低さという見地から、早急な電子化に対しては、JICA 内部では慎重な意見が多い。

- 現在 JICA の PC 機器は全て Macintosh 仕様であるため、電子化に伴うコストが Windows 仕様に比べて高い。
- JICA で調べた限り、電子化に伴う電子認証制度整備の仕様設計・導入に係る費用は高価なものと考えられている（国土交通省仕様のもは約 250 億円）。
- 電子化による事務手続きの節約効果が上記費用に見合うものと感じられていない。
- 地方自治体と異なり、特殊法人である JICA には電子化の補助金はない。

(3) 議論中の今後の方針

今後の方針としては、費用対効果に見合う現実的に電子化可能な業務の範囲確定をまず行い、段階的な電子化導入を図ることが適当と考えられている。

3.1.3. 調達と海外輸送の一体化

(1) 現状

- ① 機材調達は以下の3種類の契約により実施されている。
 - 購入契約（納入先は国内指定 JICA 倉庫）
 - 輸送契約（運賃・保険料込値段（CIF）により、被援助国指定港まで）
 - 据付契約（「据付技師派遣制度」通常、後発開発途上国（LDC）でのみ実施：当該調達業者に対しなされることが一般的）

- ② 調達契約の金額・件数の概要は 3.1.1.に述べたとおりである。輸送契約の金額内訳については、一件当りの金額が輸送機材の金額ではなく、梱包容積・納入先までの距離や納入先の輸送危険度（例えばザンビアなど隣国港からの内陸輸送を要する場合）などによるので、過去の実績を詳細に調べることの必要性が低いと判断し、詳細なデータ提出を JICA に依頼しなかった。JICA 調達部では、輸送契約金額は一件当り 100 万円程度またはそれ以下と認識している。

- ③ 本邦調達は全て結果的に CIF ベースと同様に実施されている。（上記①で説明した通り、「購入契約」と「輸送契約」に分れており、一件当り「JICA 倉庫渡し」と「輸送」の二契約からなる。）当該国の港から現地納入先までの搬入と据付については、本来、当該国政府の責任で行うことになっている。しかし、実際は現地政府の予算不足や技術不足などにより、現地プロジェクト経費や「据付技師派遣制度」（納入元製造業者との別契約の下、技師を現地に派遣し、据付・試運転を実施させる）を活用し、現地での搬入や据付が補完されているのが実態である⁴。

- ④ 特にアフリカなどの LDC では、据付・試運転を現地カウンターパートに必ずしも頼れる状況に無く、当該プロジェクトの JICA 専門家の補助も期待できない場合は、据付・試運転業務を当該調達業者に対し、別途契約して対処している。据付に係る「据付技師派遣」契約を別建てにする背景には、機材購入と据付が年度をまたぐ場合、単年度予算主義に馴染み易いという背景もある。

- ⑤ 据付技師派遣制度による支援を必要とする案件数・金額の割合は、全体の機材調達契約数・金額から見て、おおよそ2割前後と JICA 調達部では認識している。

⁴ 据付技師派遣制度には、短期専門家によるものと、コンサルタント役務提供契約によるものの2つの形態があり、前者の場合は「所属先補填」として主に直接人件費の補填が行われるのに対し、他者の場合は通常のコンサルタント役務提供契約による技術費が支払われる。

- ⑥ なお、機材に対する保険は先方国港到着後 90 日間の範囲で、JICA により付保されている。

(2) 検討されている問題点

現状では技術協力協定などにより、輸送先港からエンド・ユーザーまでの被援助国内輸送は、原則として先方政府によりなされるものとされている。また、機材据付の履行責任も建前上 JICA ではなく先方政府なので、据付契約を一体化する際には、契約業者の責務を担保できる契約内容とする必要がある。

(3) 議論中の今後の方針

① 契約の一体化

主に以下の事由により、現状の三つの別建て契約を一体化することを検討中である。

- 契約の一体化により、現在本邦・現地別個になされていた調達機材の検査・試運転を、一体として契約業者の責務とすることができるため、納入機材の現地での不備減少につながる。
- 機材調達業者による現地での機材試運転など、現地での機材のパフォーマンスを契約業者との契約条件とできるため、調達の質向上につながる。

② 現在検討中の措置

- 入札自体は購入・輸送・据付を全て網羅し実施するが、契約は購入・輸送と据付の 2 つの契約で行う。(同措置は予算単年度主義にも馴染み易いという利点もある。)
- 例えば輸送までの支払いが済んでも、契約業者が据付まで十分責任を持って行うことを担保する、契約上の保全措置を考える。

3.1.4. 業者登録

(1) 現状

- ① JICA の物品調達に係る業者登録作業は契約第二課の管轄である。同登録作業により、物品調達と国内役務に係る調達参加希望業者に対し、主に各々の財務状況により格付けを行う⁵。
- ② 登録作業数は概算で月当たり 20 社から多い時で 100 社程度である。国内機関での登録

⁵ 登録手続きなどの詳細は別添 4「現行業者登録制度の詳細」参照。

制度の紹介も、登録希望業者数の増減を左右する要因とみなしている。

③ 既登録業者数は 2,270 社。

(2) 検討中の問題点

- ① 登録業務は別個に業者審査部などを設け、そちらにまとめるべきという意見もある。業務量は全体としては同課の大半を占めるものではないが（約 1～3 名：その人員全部の時間が登録に係る業務に使われている訳ではない）、業務の臨時的な性格上、他業務に差し障る時がある。
- ② 既存の制度に代わり、省庁で用いている業者登録制度を援用すべきという意見がある。

(3) 今後の方針

情報公開への対応として、以下の方針を既の実施または検討している。

- 採点基準や既登録会社に就いては JICA プラザ内の公示コーナーや JICA ホームページ上で閲覧可能にする。
- 今後は各々の既登録会社につき、そのランクも併せ一般に公開する方向である⁶。

3.1.5. 予定価格の事前公表

入札制度等契約手続きの公正性の確保等に向けた改善策として、指名競争入札の一般競争入札化が既の実施され⁷、また予定価格の事前公表の是非につき現在議論がなされている。

(1) 現状

- 昨今の公共事業のあり方をめぐり、談合予防措置の一つとして予定価格の事前公表を実施する地方自治体が近年増加している。
- 現在は予定価格の事前公表は実施していないが、JICA としても以上の状況を勘案し、予定価格の事前公表を検討する必要性を認識している。
- 現在入札において予定価格と実勢価格の乖離は下限 15～20%まで認められている。

⁶ 政府の「中央省庁統一資格審査」制度の下では、既に行われている。

⁷ 調達的一般競争化については別添 5「機材調達等の一般競争入札化」を参照。

(2) 検討されている問題点

- 一般競争入札に係る予定価格事前公表についてはさほど問題はないが、随意契約に係る予定価格の事前公表は、本来困難な金額交渉余地を更に狭める可能性が大きいとの危惧がある。
- しかし、以上の危惧のもと、予定価格非公開とすることを「透明性」確保とどうバランスしていくかが今後の課題である。

(3) 議論中の今後の方針

情報公開法が平成 14 年 10 月から施行されるものの、上記の問題意識の下に当面は非公開の方針である。

3.1.6. プロ技の民間委託

(1) 現状

従来 JICA が直接実施管理していたプロ技を、公示を通じた民間コンサルタントへの委託という形での実施を開始した（プロ技の民間委託）。今のところ民間委託は、一案件全てを委託する方法の他、例えば、チーフアドバイザーと業務調整員のみを JICA が直接雇用し、他をコンサルタントに委託するという「切り分け型」での実施も予定されている。

調達については、競争性・公正性確保の観点から、原則一案件契約当り総額 500 万円以上、または一機材当り 160 万円以上は当該コンサルタントではなく、調達部により機材調達がなされることになっている。

(2) 現在検討中の問題点

- プロジェクトの実施にあたって、機材納期と事業スケジュール（特にコンサルタントの派遣期間等）との整合性を事前に JICA とコンサルタントの間で調整しておく必要がある。
- 機材調達に係る仕様書作成業務は、当該コンサルタントに依頼する予定である。
- また、その際に不備機材を調達した時の詳細な責任負担等の問題は、個々に検討する必要がある。

(3) 議論中の今後の方針

民間のノウハウを必要とする場合に、プロ技の民間委託を暫時進め、問題点は生じるたびに対処しつつ、プロ技の民間委託の効果的実施を進める。

3.1.7. 各検討課題の分析

別添3「機材調達検討課題分析表」にてなされた分析結果により、各検討課題の利点や問題点を以下に要約した。

(1) 入札等の電子化

入札等の電子化に関して、電子化に係る費用の試算や電子化に伴う技術的諸問題を検討することは、本調査の業務範囲ではない。入札等の電子化実施につき、本調査では、入札手続きの過程各々（業者登録、参加希望業者受付け、入札説明書配布、応札・落札）を電子化することの是非を、別添3「機材調達検討課題分析表」を基に分析することにより、その利点や問題点などを明確にした。（なお契約手続きは価格・金額などの交渉も含むため電子化検討の対象として不適切と思われ、ここでは検討対象から除外した。また公告は既にネット上にて実施されているため、検討対象から除外した。）以下がその要約である。

- ① 概して電子化、特に業者登録、参加希望業者受付け業務に関する手続きの電子化は、「公正性」、「透明性」、「効率性」の見地から望ましいことと思われる。また、当該援助事業に対しても競争の促進や事務の効率化に伴う正の効果が期待できる。
- ② しかし、以上の期待される便益は電子化に伴う費用と比較検討される必要がある。特に参加業者受付けや入札説明書配布といった事務手続きを電子化するには、申請者確認のための適切な認証制度、秘匿情報漏洩予防措置、詐称申請者に対する予防・罰則規定などを設ける必要がある。（下記横須賀市の事例のうち「公証サーバ」の必要性についての記述参照。）
- ③ 応札・落札手続きの電子化は、現行の入札会設置による同日入札・落札方式に対する影響を勘案しつつ検討する必要がある。例えば、もしここでいう電子化を入札・落札行為を全てネット上で実施可能にすることと定義した場合、その方法如何では「同日応札、全応札者の面前での同日開札（つまり応札書受付、落札行為、落札結果に恣意性が無いことを明示できる）」という現行方式の利点が活かせる可能性がある。電子化の際には左記の利点が維持できるかどうかを検討対象となろう。
- ④ この点で横須賀市の事例は示唆に富むものである⁸。電子入札化では先進的と言われている横須賀市でさえ、応札書類受取・開札作業は電子化せず、具体的には以下の

⁸ 横須賀市の事例の詳細は、「財団法人地方自治情報センター」のホームページ参照。なお、該当個所の抜粋を別添6「電子入札－横須賀市の事例」に記載した。

事務手続きで対応している。

- 応札書類受取：郵送を依頼し開札日に郵便局まで取りに行く。（業者は応札書類を横須賀郵便局留めとし配達証明を付す。）
- 開札：郵便局から受け取った全応札書類を事業者代表（3名）立会いの下で開札し、落札者を決定する。

以上は、1) 応札書類が届けられた日付を証明する公証サーバ⁹の技術的・法的整備が完了していないこと、2) その運用管理が第三者機関のチェックを受けるなど透明性を持ってなされる必要があること等の理由による。

- ⑤ 業者登録の電子化は、「中央省庁統一資格審査」援用と併用して行う場合、補完情報収集用の機能を電子化するだけで済むので（（3）参照）、業務効率性につき費用対効果があると思われ、検討に値すると思われる。

（2）調達（購入部分）と海外輸送の一体化

現在積極的に検討されている調達と輸送契約の一体化、並びに調達、輸送と据付の一体化という2事項各々につき分析した結果を基に、以下にその利点や問題点を要約した。

- ① 両者とも、当該援助に対する正の効果があり（調達機材の納入管理を容易にする等）、複数時に渡る入札手続き事務を大幅に省略できることから、説明責任、効率性両方の点で望ましいと言える。特に調達・輸送・据付契約の一体化については、現在、随意契約で行っている¹⁰「据付技師の派遣」に係わる費用も、機材価格等と併せて入札対象となるので透明性も向上すると思われる。業者に対するヒアリング調査でも、特に輸送機材に対するケアが増すと言う視点から、両者の措置に対し肯定的な意見が聞かれた。また有識者会議でも、一体化を積極的に検討することは妥当であるという見解を得た。
- ② 購入・輸送・据付契約全ての一体化については、調達機材に係る設置・据付義務の履行責任を契約者に帰すことができるため、納入業者がその購入機材の質を保証する意識が一層高まり、援助効果増大に繋がるという意見がある。しかし、この点は

⁹ 公証サーバとは、ネットワークを介して行われる電子的な取引などにおいて、通信相手や受け取ったデータの正当性を確認^{可能}とするとともに、取引行為自体の事後否認を防ぐための専用機。

¹⁰ 業者ヒアリングでこのように業者が対応していることが示唆された。一方 JICA では、機材入札価格を抑えたうえ、随意契約による「据付技師派遣」（技術経費等も支払対象となる）で採算をとる業者がいるとの疑念を有している。

¹¹ その業務の性質から、納入元製造業者との随意契約にならざるを得ない。

その実行可能性に鑑み検討される必要がある。

- ③ 現行の本邦調達の前では、相手国政府の港渡し（CIF 価格による）までが発注者としての JICA の調達責任で、その後の現地内陸輸送、現地での据付・試運転は相手国政府カウンターパートの責任によりなされる。以上の建前に立てば、納入業者の契約相手は二者（港までは JICA、その後の設置・据付は相手国政府）に分れることになり、先方政府が契約上は据付完了確認者となる。これにより、例えば過大な業務を要求し、要求を受け入れるまで完了確認交付を保留するといった行為が（少なくとも契約の上では）先方政府に可能となるので、業者にとり懸念材料となり得る。
- ④ JICA が今まで多数の被援助国と築き上げてきた関係や認知度や影響力等を勘案すると、③のような事態が実際に起こることは極めて稀かもしれないが、やはり業務契約は現行の本邦調達の建前と矛盾なく、上述した事態を招く恐れのない契約形態であるべきと考える。具体的な契約形態の例として、JICA が据付履行を代行することの合意を相手国政府から予め取りつけておく、または現行の「据付技師派遣制度」を別サービスとして当該調達機材と併せて入札対象にする方法も考えられる。
- ⑤ 後者の方法を採用する場合、人件費・技術経費等の積算方法や、現地または第三国からの技師派遣を認めることについての検討が必要と思われる。もし現地や第三国からの派遣を認めない場合、契約の透明性や説明責任の見地から望ましいとは言えず（上述①参照）、また、機材調達に係る契約額が不必要に高価となる可能性もある（上述①のとおり、現在も納入業者は技師派遣に係る技術経費分を予め機材費用に上乗せして応札・契約している可能性が高い。また本邦からよりは、現地・第三国からの技師派遣を認めた方がより費用対効果があると思われる）。

（3）業者登録

現在検討されている「中央省庁統一資格審査」を援用すること、そして既登録業者の格付けを公開すること、以上 2 点につき分析した結果を基に、その利点や問題点を以下に要約した。

- ① 「中央省庁統一資格審査」は、その業種分類には JICA の登録制度と差異があり、またそのみでは JICA にとり必要な情報を入手できない可能性がある項目もあるものの（例えば輸出実績等の有無）、そのような差異のある項目は全体から見て少数であり、若干の補完措置（例えば追加的情報を登録希望業者に要求する等）を講じることにより援用は十分可能である。登録に係る事務負担軽減につながるという観

点から、(1) で述べた電子化と併せ積極的に活用する方向で検討すべきと考える。
(別添 7「JICA 業者登録制度と「中央省庁統一資格審査」制度の比較」参照))

② 昨今の経済状況から見ても、また 3 年に 1 度の情報更新という既存の登録制度の機能に鑑みても、業者の入札適格性の審査を既存の登録のみに求めるには限界がある、という懸念が有識者会議で指摘され、入札毎に別途追加的な財務審査などの措置を取るべきとの意見が出された。本調査でも、有識者会議で述べられた懸念や意見を踏まえ提言を行った(詳細は 4.2.1.参照)。

③ 既登録業者の格付け公開については、格付けに際し恣意性が無いことや、格付け結果の正当性を明示できる点で、公正性、透明性、説明責任に対し肯定的な効果を与えるものと思われる。但し懸念材料として、i) 格付けの低い業者の次期登録・参加意欲を削ぐか否か(競争度の低下)、また ii) 個別企業の情報保護の観点から問題視されるか否かが挙げられる。

④ 業者に対するヒアリング調査では i) に対する懸念の声は聞かれなかった。また ii) につき、総務省による「中央省庁統一資格審査」制度では業者の格付けは既に公開されている。万一、i)、ii) に関する懸念が挙げられた場合の対処として、登録時に格付け公開につき同意を得ることが考えられる。

(4) 予定価格の事前公表

入札制度等契約手続きの公正性等のための改善策として現在議論されている予定価格の事前公表(一般競争入札と随意契約の場合)につき各々分析した。その結果を基に、以下にその利点や問題点を要約した。

① 一般競争入札に係る予定価格の事前公表は、それが談合予防のための措置であることを外部に明示でき、またそれらの措置の正当性を説明できる点で、「公正性」、「透明性」、「説明責任」何れに対しても肯定的な効果を与えられられる。

② 一般に予定価格を事前公表することについては賛否両論がある。反対意見としては、事前公表が談合を促し予定価格に近い価格での応札を誘引し、結果的に落札価格を高止まりにするというものである¹²。一方、賛成意見としては、予定価格が事前に一部に漏洩する可能性がある状況では、むしろ事前に公表するほうがより公正であ

¹² 地方財務 2001 年 6 月号「入札・契約制度改革の諸動向：公共工事入札・契約制度改革の課題と展望—吉田光市著」参照

り、且つ落札価格の低下に繋がるというものである¹³。事実「(予定価格の) 事前公表に踏み切る自治体は、平成 11 年度 73 団体から平成 12 年度 165 団体と増えてきている」が、一方「事前公表を行った自治体で、結果として落札価格が高止まりしたので取り止めた自治体もあるところである」¹⁴との報告がある。

- ③ JICA 本邦調達の場合、調達機材の種類等により、見積り依頼を受けたか否か、あるいは業者がもつ当該機材を現地で使用する専門家とのつながりにより、事前に予定価格の概算を知り得る業者もいることが、業者ヒアリング調査により推測できた。このような状況を勘案した場合、予定価格を事前公表することには正当性があると思われるが、落札価格の低下を実際に促進するかについては、その効果を更に見極める必要がある。
- ④ 一方、随意契約下での予定価格公表は、価格交渉相手が既に決まっていることから、公表により公正性には何ら寄与せず、また交渉相手が決まっている状況では、予算規模を予め明示したところで、その正当性を何ら説明していることにはならない。肯定的効果としては、予算規模の外部明示による透明性への貢献しか考えられない。しかし、公表により価格交渉が非常に困難となることが予想されるので、関連事務負担や当該援助に対し負の効果を与えると予想される。
- ⑤ もし契約額低減を図り、いわゆる Value for Money 追求を第一義とするならば、「同日同時の開札・落札」という現行の制度そのものを見直し、価格以外にも納期や仕様適格の程度を審査し、数量化した上で後日順位を公表するという方式に変更することが検討に値する。但し、この場合それに伴う事務手続き量が大幅に増加するので、同方式は非常に高額な機材の入札にのみ適用する等、契約金額の多寡に見合った入札方式により調達監理を実施することが適当と考える。この点については 4.2.5. に提言として詳細に記述した。
- ⑥ また JICA の業務負担軽減の為に、予定価格制度見直しを検討した。見直しの一案として、機材情報シート作成時の見積りを適正な予算見積りとして活用する方法がある。機材情報シート作成時の見積りが、当該機材の予算として妥当に見積られていれば、予決令で定める「適正」度が十分確保され、特に小額機材については予算見積り根拠の妥当性につき精査をする必要性は低いと思われる。但し、これは小額

¹³ 地方財務 2001 年 6 月号「入札・契約制度改革の諸動向：公共工事入札・契約制度の論点整理－草薙耕造著」参照

¹⁴ 地方財務 2001 年 6 月号「入札・契約制度改革の諸動向：公共工事入札・契約制度改革の課題と展望－吉田光市著」より抜粋

機材の場合機材情報シート作成時の仕様条件と、調達時のそれとの乖離を低くすることが可能という前提に立つもので、実際にはその前提が成り立たない場合も多数あると予想される¹⁵。

⑦ さらに、⑥で述べた前提が成り立たない場合を想定し、第2案として予定価格算出業務を JICS に完全委託することの是非も検討した。仮に機材情報シート作成時に見積られた予算に「適正」価格としての妥当性が無くなり、新たに予定価格算出を必要とした場合でも、その業務を JICS に完全委託すれば、JICS の算出した見積り全てにわたり、JICA 調達部がその根拠を更に精査し、妥当性を判断・是正する業務は不要となる。以下がその見方の根拠である。

- 当該機材の市場での取引に直接関与しない発注者である JICA が知り得る市場価格の妥当性には限界がある。
- 一方 JICS は調達専門機関として、JICA よりは当該機材価格の市場価格をより正確に判断し得る立場にある。
- 予定価格の実質的な機能は購入価格の上限を設定することであり、故にその「適正」度は上限予算設定目的に適う程度であれば十分であり、市場に鑑みた適正度の精査は不必要と考えられる。
- JICS の業務の質については、同業務の定期監査・サンプリングによる価格確認などにより担保できると考える(別添8「機材調達に関する具体的な改善案」第3項参照)。

⑧ しかし、予定価格制度の大胆な見直しには有識者会議でも懸念の声が聞かれ、また予定価格算出業務を JICS に完全委託することは、現行の JICA 諸規程に抵触する怖れがあるため、本調査での提言とするには至らなかった。

(5) プロ技の民間委託と機材調達

平成13年度から開始されたプロ技の民間委託につき、その機材調達に対する影響を分析し、結果を以下のように整理した(なお対象は、JICA 調達部が引続きその調達業務を管理する一定額以上¹⁶の機材調達とする)。

¹⁵ 例えば機材情報シート作成時から1年後に当該機材を調達する場合、同シート作成時の仕様条件と購入時のそれや、当該機材の市場性が不変と仮定するには無理があり、価格の「適正」性維持は困難となる。同前提に鑑み、現地からのA4フォーム取付けから購送請求書起案に至る一連の工程を見直し、そのスケジュール管理をより容易にすべく更なる検討がなされるべきである。

¹⁶ 1契約当たり500万円以上、または一機材当たり160万円以上。

- ① 高額機材に関して、当該プロ技を受託したコンサルタントではなく、JICA 調達部が調達業務を監理することは、恣意性排除という点で公正性、透明性、説明責任に対し肯定的な効果がある。
- ② プロ技民間委託のより効果的な実施に向け、主に以下の事項につき更なる検討が必要になると思われる。
- 現段階では a) 当該コンサルタントが実施する事業計画の立案や事業スケジュール管理、b) 調達部による調達業務監理、という実施体制となっているので、両者の連携を如何に効果的に行えるかが重要となる。
 - 従って、機材調達契約業務とコンサルタントによる事業実施双方を効果的に調整監理し、両業務の調整に伴う事務負担の不必要な増加や業務の効率性低下を阻止する必要がある。
 - また、コンサルタントが仕様書の原案を作成し、調達部がそれをより競争的な調達に耐え得る仕様書に作成した上で調達を実施するという想定の下で¹⁷、万一不備機材が調達された場合の責任問題に対処し得るよう¹⁸、調達に関する JICA・コンサルタント間の責任負担割合を事前に定めておく必要がある。

¹⁷ コンサルタントに仕様書を全て作成させるという方法もあるが、調達の公正性確保や競争確保の観点から問題が残ると思われる。

¹⁸ 責任負担の範囲が曖昧なままでは、不備調達に起因する事業実施自体の失敗の責任につき、JICA・コンサルタント間で論争が起こり得る。